

# 福利えひめ

第167号

令和6年3月発行

## おかげさまで45周年



## おもてなしの心を これからも

にぎたつ会館は、1979年の開所から本年7月で45周年を迎えます。

長年のご愛顧に感謝し、45年分の感謝を込めたメモリアル宿泊プランをご用意いたしております。

また、周年記念事業として、イベント企画や教育活動支援企画、客室の改修など、計画を進めております。

45周年を機に新たな歩みを進める「にぎたつ会館」を今後ともよろしくご願ひ申し上げます。

※メモリアル宿泊プランや各企画については決まり次第随時にぎたつ会館のホームページ等にてお知らせいたします。

にぎたつ会館HPアドレス  
<https://nigittatsu.jp/>



◀「福利えひめ」昭和54年3月号より

## ・ C O N T E N T S ・

### 総務・健康グループからのお知らせ

- 令和6年度 保健福祉事業のご案内 .....1
- 令和6年度の掛金率について .....3
- マイナンバーカードの利用範囲が広がっています ...3

### 医療・年金グループからのお知らせ

- 組合員・被扶養者が交通事故等の  
第三者加害にあったときの注意点 .....3
- 資格喪失後に医療機関等で組合員証  
(被扶養者証)は使用できません .....4

### 地共済年金情報Webサイトで

- 年金見込額等が閲覧できます .....4
- 共済組合における厚生年金保険給付 .....5

### 公立学校共済組合四国中央病院のお知らせ

- メンタルヘルス事業のご案内 .....6

### にぎたつ会館からのお知らせ

- にぎたつ会館からのご案内 .....7

ご家族の方もお読みください。



公立学校共済組合愛媛支部

TEL(089)941-5393 FAX(089)943-8090

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地の2  
支部HP <https://www.kouritu.or.jp/ehime/>



## 令和6年度 保健福祉事業のご案内

各事業の詳細及び募集等についてのご案内は、後日、所属所へ通知文書を送付いたします。  
 また、通知に合わせて当支部ホームページにおいても掲載しますので、随時ご確認ください。  
 愛媛支部ホームページ：<https://www.kouritu.or.jp/ehime/>



### 健康管理関係(健診事業・健康づくり事業)

事業名	実施時期	対象人員	事業内容
(特)人間ドック <small>県・互助会との共同実施</small>	7月～ 3月上旬	2,490人 程度	<対象者>40歳以上の組合員 ※任意継続組合員は対象外 <自己負担額>○節目年齢者(40・45・50・55・59歳) 2日ドック 8,800円、1日ドック 5,000円 ○一般受診者 8,000円 ※1日ドックのみ <実施機関>県下の契約病院
人間ドック <small>互助会との共同実施</small>	7月～12月	330人 程度	<対象者>40歳未満の組合員 ※任意継続組合員は対象外 <自己負担額>※40歳未満の人間ドックは1日ドックのみ ○節目年齢者(35歳) 5,000円 ○一般受診者 8,000円 <実施機関>県下の契約病院
脳ドック	7月～ 3月上旬	400人 程度	脳疾患の早期発見のため、頭部MRI等の検診事業を実施する。 <対象者>50歳以上の組合員 ※任意継続組合員は対象外 <自己負担額>検診料の20%程度 <実施機関>県下の契約病院
配偶者 ドック	7月～2月	300人 程度	<対象者>40歳以上の配偶者 (被扶養者として認定されている者) <自己負担額>8,000円 <実施機関>県下の契約病院
特定健康診査 特定保健指導	年間		メタボリックシンドロームに着目した健診を組合員は職場での健診、(特)人間ドックまたは脳ドック、被扶養者は特定健康診査受診券(セット券)または配偶者ドックにより実施する。健診の結果、生活習慣病の発症リスクの高い者に特定保健指導を実施する。
健康づくり セミナー	年間		組合員とその家族及び関係所属所職員等を対象に、健康の増進を図ることを目的に、各分野の専門家による講座を行う。
健康・メンタル 出前講座	年間		組合員の健康づくりのために研修会等を開催する場合に、講師を無料で派遣する。
メンタルヘルス セミナー <small>互助会との共同実施</small>	年間		組合員とその家族及び関係所属所職員等を対象に、ストレスに早めに気づき、対策を講じるためのセミナーを開催する。
教職員こころの 健康相談			組合員を対象に「こころの健康相談」を契約病院で実施する。
メンタルヘルス サポート	年7回		県教委(教育事務所・高校)が校長会議等において行うメンタルヘルス講座に対し、講師を派遣する。
職場復帰支援 プログラム補助	年間		四国中央病院が実施する職場復帰支援プログラムに参加する組合員の旅費の補助を行う。
インフルエンザ 予防接種補助 <small>互助会との共同実施</small>	年間		インフルエンザの予防接種をした際、補助する。 <対象者>組合員 ※被扶養者、任意継続組合員は対象外 <補助額>上限2,000円

※上記の「組合員」とは、一般、船員、短期組合員のことです。

※(特)人間ドック、人間ドックについては、教職員互助会未加入の方は自己負担額が異なります。

## 保養関係

事業名	実施時期	事業内容
にぎたつ会館 利用補助 (宿泊・会食補助)	年間	<p>道後宿泊所「にぎたつ会館」において、宿泊又は会食を利用した場合に補助を行う。</p> <p>&lt;対象者&gt; ○宿泊利用補助 組合員、被扶養者 ※任意継続組合員は対象外 ○会食利用補助 組合員、被扶養者、配偶者、組合員と同居の父母</p> <p>&lt;補助回数&gt; 組合員一人につき、年度内に宿泊12泊、会食12回を限度とする。 ※宿泊12泊については、「宿泊保養施設利用補助」と通算する。 ※組合員の被扶養者及びその他補助対象者に対する補助回数は、当該組合員に係る補助回数に通算する。 ※継続する宿泊の場合は、5泊を限度とする。</p> <p>&lt;補助額&gt; ○宿泊補助 1人1泊につき3,000円 ○会食補助 (宴会、ビアホール、弁当) 利用総額の半額以下かつ利用者1人1回あたり、2,000円を上限とする。 ただし、宴会に利用の際は、6,000円(税、奉仕料込み)以上の会食を利用する場合のみ適用する。 ※いずれの補助も公務外での利用に限る。</p>
宿泊保養施設 利用補助	年間	<p>全国の公立学校共済の施設や契約施設に宿泊した場合に補助を行う。</p> <p>&lt;対象者&gt; ○宿泊利用補助 組合員、被扶養者 ※任意継続組合員は対象外</p> <p>&lt;補助回数&gt; 年度内に12泊を限度とする。 ※宿泊12泊については、「にぎたつ会館宿泊補助」と通算する。 ※被扶養者に対する補助回数は、当該組合員に係る補助回数に通算する。 ※継続する宿泊の場合は、5泊を限度とする。</p> <p>&lt;補助額&gt; 1人1泊につき2,000円 ※公務外での利用に限る。</p>

※上記の「組合員」とは、一般、船員、短期組合員のことです。

## 研修関係、文化・レクリエーション・その他関係

事業名	実施時期	対象人員	事業内容
退職準備 セミナー <small>県・互助会との 共同実施</small>	未定		令和6年度退職予定者を対象に、健康保険、年金等の手続きに関する動画をオンライン上で配信する。
資格取得補助	年間	50人 程度	<p>関係団体が組合員のために、TOEIC・英検2級以上・マイクロソフトオフィススペシャリスト(MOS)の団体受験を実施した際に受験費用の補助を行う。</p> <p>&lt;対象者&gt; 組合員 ※任意継続組合員は対象外 &lt;補助額&gt; 組合員1人あたり2,000円</p>
文化・芸術・ スポーツ 鑑賞等補助	年間	2,000人 程度	<p>心身のリフレッシュや教養の向上を目的として、チケット代金の一部を補助する。</p> <p>&lt;対象者&gt; 組合員及びその被扶養者 ※任意継続組合員は対象外 &lt;補助額&gt; 約1,000円</p>
介護講座			<p>介護技術等を学ぶ講座を開催する。</p> <p>&lt;対象者&gt; 組合員とその家族</p>
ライフプラン セミナー			<p>生涯生活設計に必要な知識を学ぶためのセミナーを開催する。</p> <p>&lt;対象者&gt; 組合員 ※任意継続組合員は対象外</p>
にぎたつ会館 慶弔補助	年間		<p>道後宿泊所「にぎたつ会館」において、組合員又はその被扶養者が主催する法事、子どものお祝い等慶弔行事を利用した場合に補助を行う。</p> <p>&lt;補助額&gt; 利用料金の3分の1 ※上限1回当たり20,000円までとする。 ※回数の上限は設けない。</p>

※上記の「組合員」とは、一般、船員、短期組合員のことです。

## 令和6年度の掛金率について

令和6年度の掛金率は次のとおりになる予定です。

### ○令和6年4月から

(単位：千分率)

区 分		一般組合員	短期組合員	船員組合員	任継組合員
短 期	標準報酬月額 標準期末手当等	※48.01	※48.01	※46.36	93.20
介 護	標準報酬月額 標準期末手当等	7.96	7.96	7.96	15.92
厚生年金保険	標準報酬月額 標準期末手当等	91.50		91.50	
退職等年金	標準報酬月額 標準期末手当等	7.50		7.50	

※短期掛金率は福祉事業掛金率1.41を含みます。

※75歳以上の組合員は短期掛金5.00、退職等年金7.50が対象です。

## マイナンバーカードの利用範囲が広がっています

マイナンバーカードの健康保険証としての利用<sup>(注)</sup>や公金受取口座登録制度の開始など、日常生活におけるマイナンバーの利用範囲が広がっています。この機会に、マイナンバーカードの取得および利用をお願いします。

(注) 事前にマイナポータルでの保険証利用登録が必要です。また、マイナンバーカードを使える医療機関や薬局の情報は、事前に厚生労働省ホームページでご確認ください。

### マイナンバーカードで受診するメリット

- 本人の同意のもと、診療・薬の情報を医師・薬剤師と共有でき、よりよい医療が可能に!
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単に!
- 高齢受給者証の持参が不要に!
- 限度額適用認定証の申請手続きなしで、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除に!



マイナンバーカードの申請・利用方法等の情報は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。

[トップページ](#) ➔ [マイナンバーカードコーナー](#)



## 医療・年金グループからのお知らせ

### 組合員・被扶養者が交通事故等の第三者加害にあつたときの注意点

#### ● 医療機関を受診する場合は、必ず共済組合に連絡及び書類の提出が必要です!

交通事故など第三者から被害を受けた組合員または被扶養者の治療費は、本来、加害者が支払うべきであり、組合員や共済組合が負担するものではありません。

しかし、治療費を直ちに相手方に負担させることが困難な場合等の事情によっては、組合員証または被扶養者証を使用して治療を受けること(以下「保険診療」という)ができます。

ただし、この「保険診療」は、加害者に代わって共済組合が治療費を立て替えることになるため、後日、共済組合が加害者へ請求することになります。

事故の状況及び加害者の確認のため、速やかに事故報告書等の書類の提出をお願いします。

なお、手続きの詳細については、公立学校共済組合愛媛支部のホームページをご確認ください。

〈愛媛支部トップページ→手続きナビ〉

治療を受ける際の手続き→交通事故にあつたときの手続き)

- **どんな小さな事故でも、必ず警察に届け出をしましょう!**
- **加害者の情報について確認してください!**
- **示談をするときは慎重に対応しましょう!**



治療が終了しない間(医師が完全に治癒したまたは症状固定と判断するまで)は、示談を急がないでください。原則として、示談締結後については「保険診療」は認められませんので、慎重に対応するよう心掛けてください。

## 資格喪失後に医療機関等で組合員証(被扶養者証)は 使用できません

組合員(被扶養者)資格を喪失した場合、喪失日以後に組合員証(被扶養者証)を使用して医療機関等を受診することはできません。誤って使用した場合は、後日かかった医療費(総医療費の7割等)を返還していただくこととなります。近年、多額の医療費を返還していただく事例や医療機関とのトラブルが発生していますのでご注意ください。

### ★組合員証(被扶養者証)が使用できなくなる主な事例★

#### ●組合員が退職して、国民健康保険など他の健康保険に加入した場合

退職日翌日から組合員証(被扶養者証)は使用できません。退職日以後、所属所を通じて速やかにご返却ください。

#### ●組合員が退職して、公立学校共済組合の任意継続組合員に加入した場合

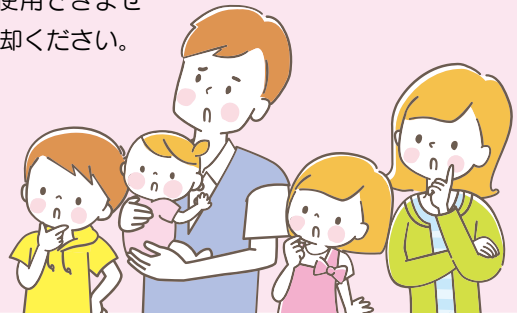
新たに任意継続組合員証(被扶養者証)が発行されますので、現職時に使用していた組合員証(被扶養者証)は退職日翌日から使用できません。退職日以後、所属所を通じて速やかにご返却ください。

#### ●組合員の在職中に被扶養者が就職や収入超過等のため、取消となった場合

被扶養者の取消日(認定要件を欠いた日)以後、被扶養者証は使用できません。被扶養者取消の提出書類と被扶養者証を、所属所を通じてご返却ください。

#### ●任意継続組合員に加入した後、再就職先の健康保険に加入した場合

新たに加入した健康保険が優先されますので、申出書、組合員証(被扶養者証)及び添付書類を公立学校共済組合愛媛支部へご提出ください。



※新しい保険証の発行が遅くなり、保険証が手元にない期間が発生する可能性があります。資格喪失した組合員証(被扶養者証)をコピーして不正使用することのないようお願いします。この期間に医療機関を受診する場合は、新しい保険証を発行する健康保険組合へお問い合わせください。

## 地共済年金情報Webサイトで年金見込額等が 閲覧できます

地共済年金情報Webサイトは、組合員や組合員であった方々に年金制度へのご理解を深め、ご自身の将来の年金について意識していただくことを目的として、公務員共済期間の年金加入履歴や加入期間、年金見込額、給付算定基礎額残高(年金払い退職給付の基礎となる残高)などについて閲覧することができます。

ご利用につきましては、公立学校共済組合本部のホームページ「年金加入記録や年金見込額を知りたいとき(地共済年金情報Webサイト)」のバナーからアクセスできます。

なお、閲覧するには、利用申込みが必要となります。ご利用申込み後、後日、郵送されるユーザID通知書に記載されたユーザIDと申込み時にご自身で入力したパスワードにより閲覧できます。

※申込み後、ユーザID通知書がお手元に届くまでには、3週間程度かかります。

※平成27年3月までに取得した地共済年金情報WebサイトのユーザIDは使用できませんので、新たにユーザIDを取得していただく必要があります。

※「地共済年金情報Webサイト」は公務員厚生年金期間(平成27年9月以前の期間を含みます)のみが掲載されています。



公立学校共済組合本部「年金加入記録や年金見込額を知りたいとき(地共済年金情報Webサイト)」  
<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/website/index.html>



## 共済組合における厚生年金保険給付

厚生年金保険給付は「老齢」「障害」「遺族」の3種類の年金を支給しています。

### 老齢厚生年金

退職した後の所得保障のために支給される年金です。

#### 【支給を受けるための要件】

- ①生年月日に応じた支給開始年齢に到達していること。
- ②厚生年金被保険者（当共済組合の組合員も該当します）の期間を有していること。
- ③一定の公的年金制度の加入期間を有していること。



支給開始年齢（厚生年金被保険者期間が1年以上の場合）

生年月日	年齢
昭和29年10月2日から昭和30年4月1日まで	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	64歳
昭和36年4月2日以降	65歳

※厚生年金被保険者期間が1年未満のときは、支給開始年齢は65歳です。

### 障害厚生年金

病気などにより一定以上の障害状態となったときに支給される年金です。

#### 【支給を受けるための要件】

- ①初診日に、厚生年金被保険者であること。
- ②障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日）または65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級から3級までの状態にあること。
- ③初診日前日の時点で、保険料の納付要件を満たしていること。



※障害等級は、重度なものから1級、2級、3級と定められています。（身体障害者手帳の認定基準とは異なります）

※初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間の合算した期間が3分の2以上あることが必要です。なお、初診日が令和8年4月1日以前にある場合は、初診日の前日において、その初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がない場合も、納付要件を満たしていることとなります。

### 遺族厚生年金

組合員が亡くなられたときに、残された家族の生活を保障するために支給される年金です。

#### 【支給を受けるための要件】

- ①組合員または組合員であった方が亡くなられたとき、「遺族」に該当する方がいること。
- ②亡くなられた方が一定の要件（在職中である、老齢厚生年金の受給権を有する等）を満たしていること。

※在職中の死亡の場合には、障害厚生年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要です。

遺族とは…組合員または組合員であった方に生計を維持されていた方のうち、下表に該当する方が対象です。

優先順位1から4までのうち最も順位の高い方が受給できます。

優先順位	1	2	3	4
遺族	夫（55歳以上）・妻・子	父母（55歳以上）	孫	祖父母（55歳以上）

※年額850万円以上の収入（年額655万5千円以上の所得）を有する場合には、原則として遺族に該当しません。

※夫、父母、祖父母の方への年金支給は、原則として60歳までの間は支給停止となります。

※子、孫は次の方に限られます。（ア）18歳に達した日の属する年度末までの間にある方で、まだ配偶者のいない方  
（イ）20歳未満の方で障害等級1級または2級の状態であり、まだ配偶者のいない方

## メンタルヘルス相談

自分の中でもやもやしていることを話すことで、気持ちを整理することを目的としています。誰かに向かってもやもやした感情を言葉にしていく過程で、そのもやもや部分にはっきり名前を付けたり、別の視点でとらえ直すことが出来ます。言葉にしていくことでストレスが下がることは科学的に証明されています。内容は単なる愚痴でも構いません。

また、メンタルヘルスの問題で休職中の方であれば、復帰について多くの方が辿る経過や気を付けるべきことなどについてお伝えできます。

- 対 象** 公立学校共済組合組合員及びその被扶養者
- 相談方法** 対面相談（四国中央病院内相談室）、オンライン（Zoom）
- 費 用** 無料 ※対面相談の場合は規定による交通費助成あり
- 相談時間** 1回20分から50分程度 ※年間3回まで利用可能



## 職場復帰支援プログラム

メンタルヘルス問題でお休みされた方の中には、職場に戻っても同じような出来事を再体験してしまうことがあります。自分との折り合いをつけ、どう考え、どう振舞えば前向きに復職し、心身の健康を維持できるか、良い方法と一緒に見つけていくことを目的としています。

- 対 象** 教員及び学校関係者で現在休職中の方
- 実施場所** 四国中央病院
- 費 用** 220円から1,500円程度 ※規定による交通費助成あり



各事業の詳細については、ホームページをご覧ください。

### メンタルヘルス相談

<https://www.shikoku-ctr-hsp.jp/union/mental.html>



### 職場復帰支援プログラム

<https://www.shikoku-ctr-hsp.jp/union/hukki.html>



### お問い合わせ・連絡先

〒799-0193 愛媛県四国中央市川之江町2233  
 TEL.0896-58-3515 メンタルヘルス係 平日9:00~17:00  
 (土日祝日は受付できませんのでご注意ください)



組合員の皆様にはご支援、ご協力を賜り、職員一同心より感謝申し上げます。

## 令和5年度にぎたつ会館教育活動支援企画

### 《高校生作品展示》



### 《高校生の製作した加工品等の販売》



### 《高校生とのコラボ企画 コラボランチ》



ご協力いただきました、各学校の先生方、愛媛県高等学校文化連盟様、ありがとうございました。  
令和6年度も企画にご協力いただける学校を募集しております。

公立学校共済組合道後宿泊所

 にぎたつ会館

〒790-0858 松山市道後姫塚118-2

**TEL:089-941-3939**

FAX:089-932-8370

E-mail:nigitatsu@islands.ne.jp <https://nigitatsu.jp>



皆様のご来館を職員一同、心よりお待ちしております。